

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 38 号
2 0 1 4 年 2 月 1 0 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 河原崎 宏之 殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

「会社によるパワーハラスメント」に関する緊急申し入れ

昨年11月12日、EGS誤扱いにより大阪仕業検査車両所で停電事故が発生した。会社はこの停電事故を起こしてしまった、運転台を担当していた社員に対し長時間に及ぶ事故状況の聞き取り調査を行った。また会社は、この事故に対する復帰教育も行い、この社員は復帰教育に合格し、その後本来の仕業検査業務に復帰している。

しかし会社はこの社員に対し、仕業検査のすべての運転台担当時に管理者が張り付き、作業の「点検」と称した監視を行っている。

他の社員は出勤時に一回あるかないか程度の管理者による点検行為であるが、上記社員には見せしめ的に毎回張り付き、この状況が三カ月を超えようとしている現時点においては「点検」等と呼べるものではなく、注意指導の度を越え、「イジメ」「パワーハラスメント」等の威圧的行為である。

また上記社員は管理者からの威圧的行為に我慢の限界を超え、直接管理者にやめてほしい旨を伝えたが、やむことがないため苦情申告も行っている。

これら会社の行為は仕業検査を行っているすべての社員に不要なプレッシャーを与え、緊張等による作業ミスを誘発するどころか精神的ダメージを与え、体調不調すら起こりうる事象である。

よって、以下のとおり申し入れるので、労使協議の場を緊急に設定すること。

記

1. 直ちにこの社員に対する威圧的かつ見せしめ的な「監視」を中止すること。
2. 当該社員に謝罪すること。
3. 会社はこの長期にわたる「監視」行為がパワーハラスメントになることを認識し、二度と同様の威圧行為を行わないこと。

以上